

「北海道の建設業」ロゴマーク使用基準

本ロゴマークは、誰でも無料で使用することができますが、次の事項に留意願います。

- ロゴマークに関する一切の権限は、北海道に属しており、使用者が当該ロゴマークを自己のものとして、商標又は意匠として使用・登録することはできません。
- ロゴマークは、ロゴタイプの位置により、2種類あります。どちらも使用できます。



- 次の場合は、ロゴマークを使用することが出来ません。
 - ・特定の政治活動や宗教活動に関すると認められる場合
 - ・公序良俗に反すると認められる場合
 - ・建設業のイメージを著しく損なうなど、不相当と認められる場合
- 不適正な使用が確認された場合は、期間を定めてその使用者に対して改善を促し、期間内に改善されない場合は、不適正な使用例として公表し、ロゴマークの使用停止等を求めることがあります。この場合、使用停止による損害等については、北海道は一切の責任を負いません。
- ロゴマークの使用にあたって生じた損害及びトラブルに関して、北海道は一切の責任を負いません。

お問い合わせ先

北海道建設部建設政策局建設管理課建設産業振興係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-204-5810

FAX 011-232-6335